



沖 地 最 審 第 7 号
令和 7 年 9 月 11 日

沖縄労働局長
柴田 栄二郎 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会 長 上江洲 純子

沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和 7 年 9 月 11 日貴職から、令和 7 年 8 月 26 日付け沖縄県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する一般社団法人沖縄県ビルメンテナンス協会会長及び沖縄県労働組合総連合議長からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和 7 年 8 月 26 日付け答申どおり決定することが適当である。